BBIQライト契約約款

（２０２５年７月）

株式会社QTnet

第１章　総則

第１条（「BBIQ ライト」の提供）

株式会社QTnet（以下「当社」といいます。）は、この約款に基づき、「BBIQ ライト」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本サービスは、NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）が提供する卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供するFTTH サービス（以下「卸役務利用サービス」といいます。）と当社のサービスを一体的に提供するものです。

第２条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

３　当社は、電気通信事業法施行規則第２２条の２の３第２項第１号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

第３条（用語の定義）

この約款において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1)　「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。

(2)　「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第７条に基づき会員が行った本サービス契約の申込みを第8 条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(3)　「契約者」とは、この約款に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。

(4)　「端末設備」とは契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、契約者回線の終端の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの。

(5)　「自営端末設備」とは、本サービスの提供を受けるために、契約者が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。

(6)　「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。

(7)　「契約者回線」とは、本サービスに係わる電気通信回線をいいます。

(8)　「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(9)　「フレッツ光」とは、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいいます。（この IP 通信網サービス契約約款をあわせて以下「IP 契約約款」といいます。）

(10)　「フレッツ光のタイプ」とは、別表１に定めるフレッツ光のタイプをいいます。

(11)「フレッツ光契約」とは、NTT 西日本からフレッツ光の提供を受けるための契約をいいます。

(12)「転用」とは、NTT 西日本とフレッツ光契約を締結した個人または法人（以下「転用資格保有者」といいます。）が、その利用するFTTH サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。

(13)「転用承諾番号」とは、転用資格保有者が転用を目的として第７条に基づき本サービス契約の申込みをするにあたり、事前にNTT 西日本から取得している必要のある所定の番号をいいます。

(14)「事業者変更（受入）」とは、当社以外の者がNTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供するFTTH サービス（以下「受入元FTTH サービス」といいます。）の利用者（以下「受入利用者」といいます。）が、その利用するFTTH サービスを受入元FTTH サービスから本サービスにより提供する卸役務利用サービスに切り替えることをいいます。

(15)「事業者変更（転出）」とは、契約者がその利用するFTTH サービスを本サービスにより提供する卸役務利用サービスから①フレッツ光または②当社以外の者がNTT 西日本による卸電気通信役務の IP 通信網サービスを利用して提供するFTTH サービス（以下あわせて「転出先FTTH サービス」といいます。）に切り替えることをいいます。

(16)「変更元事業者」とは、第14 号及び第15 号に定める切り替え前のFTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(17)「変更先事業者」とは、第14 号及び第15 号に定める切り替え後のFTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(18)「事業者変更承諾番号」とは、事業者変更（受入）及び事業者変更（転出）を行うにあたり必要となる、事業者変更（転出）を行うことを希望する者の要請に基づき変更元事業者がNTT 西日本から発行を受ける番号をいいます。

(19)「光回線再利用」とは、NTT 西日本と相互接続契約を締結した他の電気通信事業者（以下、「接続事業者」といいます。）がNTT 西日本の設備と相互接続して役務提供する FTTH サービス（シェアドアクセス方式による提供に限ります。以下、同じとします。）の利用者が、本サービスに移行すること、もしくは本サービス利用者が、接続事業者が NTT 西日本の設備と相互接続して役務提供するFTTH サービスに移行することをいいます。

(20)「再利用元事業者」とは、第19 号に定める移行前のFTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(21)「再利用先事業者」とは、第19 号に定める移行後のFTTH サービスを提供する事業者をいいます。

(22)「光回線再利用承諾番号」とは、光回線再利用を行うにあたり必要となる、光回線再利用を行うことを希望する者の要請に基づき再利用元事業者がNTT 西日本から発行を受ける番号をいいます。

第２章　本サービスの提供区域及び内容

第４条（本サービスの提供区域）

契約者回線の終端とすることができる場所は、第３条に定めるIP契約約款の提供区域に同じとします。

第５条（本サービスの内容等）

本サービスの対象となるタイプ、技術規格上の最大通信速度及びフレッツ光のタイプは次のとおりとします。

BBIQライトのタイプ	最大通信速度	フレッツ光ネクストのタイプ
ホームタイプ	100Mbps	ファミリータイプ
	200Mbps	ファミリー・ハイスピードタイプ
	1Gbps	ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼
	10Gbps	光クロス　ファミリータイプ
マンションタイプ	100Mbps	マンションタイプ
	200Mbps	マンション・ハイスピードタイプ
	1Gbps	マンション・スーパーハイスピードタイプ隼
	10Gbps	光クロス　マンションタイプ

※ハイスピードタイプに相当する場合、下りの最大通信速度は1Gbpsとなります。

２　本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や自営端末設備、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

３　当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者（NTT西日本を含みます。）は、契約者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、及び契約者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限する場合があります。

４　契約者は、自身の費用負担及び責任において、自営端末設備を取得するとともに、本サービスの利用にあたり自営端末設備が正常に稼働するように維持及び管理しなければなりません。

５　当社が契約者への本サービスの提供を開始する日（以下「契約開始日」といいます。）は、その契約者について、本サービス契約の成立後、当社所定の工事が完了し、契約者回線を利用することが可能と当社が判断した日とします。契約者が契約開始日後に本サービスを利用するには、当社が別途定める場合を除き、本サービスの利用に必要なものとして当社が別途定める光回線終端装置、ホームゲートウェイ、無線LANカード等の機器（以下「本サービス用機器」といいます。）を契約者の責任において契約者回線に対して正常に接続する必要があります。契約者がかかる接続を行わなかった場合でも、契約開始日が到来した場合は、第22条の規定に従い、契約者の月額基本料金の支払義務が生じます。

６　第５項の規定にかかわらず、転用のために第７条に従い、本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人については、契約開始日は転用完了日とします。

７　第５項の規定にかかわらず、事業者変更（受入）のために第７条に従い、本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人については、契約開始日は、NTT西日本が当社に対して通知する事業者変更（受入）に必要な手続きが完了した日とします。

８　第５項の規定にかかわらず、当社の第３種コンピュータ通信網サービス（以下「BBIQ」と言います。）の契約者が同契約を解除し、同時に本サービスの申込みをする場合、BBIQの契約を解除した月の翌月１日を契約開始日とします。

第３章　契約

第６条（契約の単位等）

当社は、契約者回線１回線ごとに１の本サービス契約を締結します。この場合、契約者は、１の本サービス契約につき１の個人または法人に限ります。

第７条（本サービス契約の申込方法）

本サービス契約の申込みは、申込みをする個人または法人（以下「申込者」といいます。）が、この約款を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

(1) 氏名または名称
(2) 住所
(3) 契約者回線の終端の場所
(4) 料金等の支払方法
(5) 転用または事業者変更（受入）または光回線再利用のために本サービス契約の申込みをする場合は、その旨
(6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項

2　申込者のうち、転用のために本サービス契約の申込みをする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申込みにあたり、転用承諾番号を当社に申告する必要があります。

3　前項の申込者は、第1項所定の申込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します。）を(1)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものとするか、または(2)転用前に利用していたフレッツ光のタイプに対応するものと異なるタイプ（ただし、当社の別途定める範囲内のタイプに限ります。）にするかを選択することができます。かかる申込者には、第1項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するか、及び、(2)を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスのタイプを、当社に申告する必要があります。

4　第2項の申込者が転用による切り替え前のフレッツ光に関してNTT西日本から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、契約者となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、契約者となった後において、本サービスにより提供される卸役務利用サービスに関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。

5　申込者のうち、事業者変更（受入）のために本サービス契約の申込みをする個人または法人は、第1項に定めるほか、第1項の申込みにあたり、変更元事業者からあらかじめ事業者変更承諾番号の払い出しを受け、その有効期限内（その払出日を起算日とする15日間）に当社に申告するとともに、受入元FTTHサービスの回線に割り当てられたIDであって、申込者がNTT西日本から直接にまたは変更元事業者を通して通知を受けたものを当社に申告する必要があります。

6　前項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスに関して変更元事業者から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けていた場合、契約者となると同時にその利用許諾は終了します。また、かかる申込者は、契約者となった後において、本サービスにより提供される卸役務利用サービスに関して当社から「セキュリティ対策ツール」の利用許諾を受けることはできません。

7　第5項の申込者が事業者変更（受入）による切り替え前のFTTHサービスのオプションサービスとして変更元事業者から提供を受けていたもののうち変更元事業者がNTT西日本から卸による提供を受けたサービスを利用して提供していたものには、当社が提供できないものがあります。なお、かかるオプションサービスのうち当社による提供が可能なものがある場合、その利用条件、利用に必要な手続き等は当社が別途定めます。

8　第5項の申込者は、事業者変更（受入）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第7条に基づく申込みにあたりその申込者が当社に申告した事項（第5項に従い当社に申告した事項を含みます。）を当社がNTT西日本に提供すること（かかる提供を受けたNTT西日本が変更元事業者に再提供することを含みます。）に同意します。

9　第5項の申込者は、その申込みによる本サービス契約の成立と同時に、かかる成立後に当社から提供を受ける卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応します。）を受入元FTTHサービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するもの）と異なるものに変更することはできません。

10　申込者のうち、光回線再利用による移行のために本サービスの契約の申込みをする個人または法人は、第1項に定めるほか、再利用元事業者からあらかじめ光回線再利用承諾番号の払い出しを受け、その有効期限内（その払出日を起算日とする15日間）に当社へ申告する必要があります。

11　前項の申込者は、光回線再利用に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、申込者が当社に申告した事項（前項に従い当社に申告した事項を含みます。）を当社がNTT西日本に提供すること（かかる提供を受けたNTT西日本が再利用元事業者に再提供することを含みます。）に同意します。

第8条（本サービス契約の申込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。

2　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第2号または第4号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくは当社が提供するサービスに関連する契約等の解除、または当社が提供するサービス等の利用を停止されていることが判明した場合

(4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合

(5) 会員規約に基づくクレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合

(6) 契約の申込をした者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(7) 契約者回線の終端の場所に、契約の申込をした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(8) その他本サービス契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3　前項の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
4　本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、第７条に従い行われた申込みの内容に応じ、回線を開通させるために必要な工事、転用のために必要な工事及び第７条第３項に定める卸役務利用サービスのタイプの変更に必要な工事を行います。
5　前項の規定は、事業者変更（受入）のために本サービス契約の申込みを行い契約者となった個人または法人に対しては、当社が別途定める場合を除き、適用されません。

第９条（転用時の特則）
第７条に基づく転用のための本サービス契約の申込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下「転用契約者」といいます。）は、NTT 西日本とその契約者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用契約者に代行してNTT 西日本に対して行います。転用契約者は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第７条に基づく申込みにあたりその転用契約者が当社に申告した事項（転用承諾番号を含みます。）をNTT 西日本に提供することに同意します。

第９条の２（事業者変更（受入）時の留意事項）
第７条に基づく事業者変更（受入）のための本サービス契約の申込みにより本サービス契約が成立した契約者（以下「事業者変更（受入）契約者」といいます。）は、事業者変更（受入）契約者が変更元事業者と締結しているインターネット接続サービスの提供を受けるための契約については、事業者変更（受入）契約者が本サービス契約の成立に際してこれを存続させるかまたは終了させるかを変更元事業者が定める条件に従い判断する必要があり、また、いずれかの判断をするかに関わりなく、その存続または終了に必要な手続きは、その事業者変更（受入）契約者が自己の責任及び費用負担において変更元事業者に対して行う必要があります。

第10条（卸役務利用サービスのタイプの変更）
契約者は、本サービス契約の成立後において、卸役務利用サービスのタイプ（フレッツ光のタイプに対応するものであり、以下同様とします。）の変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のタイプによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。
2　前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を契約者と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のタイプの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した後に利用することができます。
3　前２項に基づく変更前のタイプと変更後のタイプとで適用される月額基本料金（この約款の第４章に定めます。）が異なる場合、変更後のタイプに対応する月額基本料金は、前項に定める利用が可能となった日から適用されます。

第11条（最低利用期間）
本サービス契約は、最低利用期間があります。最低利用期間は、契約開始日が属する月を起算月とし24カ月とします。
2　契約者は、(1)契約者が最低利用期間内に本サービスを解除した場合、(2)当社が最低利用期間内に第 13 条に従い本サービス契約を解除した場合、または、(3)最低利用期間内に本サービス契約が事業者変更（転出）により解除した場合は、別表２に記載する期間内解約料を一括して当社に支払うことを要します。
3　第１項の規定にかかわらず、BBIQ の契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、最低利用期間は本サービスの工事が完了した日が属する月を起算月とし24カ月とします。

第12条（変更の届け出）
契約者は、本サービス契約の申込みにあたり当社に申告した第７条第１項各号所定の事項について変更（ただし、第７条第１項第３号所定の事項については、第４条所定の区域外への移転は認められません。）があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。契約者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。
2　前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を、第８条第２項に準じて扱います。

第13条（当社が行う契約の解除等）
当社は、この約款の他の条項に基づき本サービス契約を解除する場合があるほか、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。
(1)　当社所定の工事が完了し、契約者回線を利用することが可能な状態となっているにもかかわらず、契約者が第５条第５項に定める本サービス用機器の契約者回線への接続を行わない、契約者回線の利用に必要となる本サービス用機器への設定を行わない、その他契約者の都合または事情により契約者が契約者回線の利用を開始しない状態が長期に及んだ場合。なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。
(2)　契約者の都合または事情により、契約者回線を利用するために必要となる当社所定の工事を実施できない状態が長期に及んだ場合。

なお、長期に及んだかの判断は当社が行います。(かかる都合または事情には、例として、契約者の都合または事情によりかかる工事の日程の調整がつかないこと、調整がついた日程に工事担当者が訪問したところ契約者が不在であったまたは工事の実施を拒否されたことを含みます。)

(3) 本サービス及び本サービス以外の当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) 契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。

(5) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(6) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が一定期間継続したとき。

(7) 契約者回線の終端の場所に契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

(8) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

第14条（利用中止）

当社は、次のいずれかの場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社またはNTT西日本の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合

(2) 契約者が、本サービスの提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合

(3) 当社またはNTT西日本により通信利用が制限となる場合

(4) 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合

(5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合（当社が契約者に割り当てる IP アドレスを切り替えるため、その契約者による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合を含みます）

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第5号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第15条（利用停止）

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全ての本サービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) 本サービス契約の申込に当たって事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第12条(変更の届出)の規定に違反したとき、又は同条の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(4) 第28条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) この約款に定める契約者の義務に違反したとき。

(6) 契約者が指定したクレジットカードを使用することが出来なくなったとき。

(7) 本サービス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(8) 契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(9) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）および端末設備等の接続の条件に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(10) 警察機関が犯罪行為を防止するために利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して利用を停止する要請があったとき。

(11) 不正の利益を得るための本サービス契約であると当社が判断したとき。

(12) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する様態において本サービスを利用するとき。

2 本条に基づき本サービスの利用停止がなされた場合でも、本サービス契約者は本サービス契約が解除されるまでの期間の本サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

3 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、本サービス契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

4　当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
5　当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、本サービス契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 16 条（契約者による本サービス契約の解除）
契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社が定める方法により通知する必要があります。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。

第 17 条（事業者変更（転出））
事業者変更（転出）をすることを希望する契約者（以下「転出契約者」といいます。）は、当社所定の方法により当社に申請することにより事業者変更承諾番号の払い出しを受け、自己の責任及び費用負担において、変更先事業者に対し、転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申込みを行う必要があります。転出契約者は、かかる申込みを行うに際し、変更先事業者に対し、当社から払い出しを受けた事業者変更承諾番号を通知する必要があります。なお、事業者変更承諾番号の有効期限内（払出日を起算日とする 15 日間）にかかる申込みを行う必要があります。
2　当社は、前項の申請受けた場合において、転出契約者が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしてないと当社が判断する場合、前項の払い出しを行いません。当社は、かかる払い出しを行わなかったことに起因して転出契約者が損害その他不利益（事業者変更（転出）を行えないことにより生じる不利益を含みます。）を被っても一切責任を負いません。
3　転出契約者は、事業者変更（転出）に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、第７条に基づく申込みにあたりその転出契約者が当社に申告した事項を当社が NTT 西日本に提供すること（かかる提供を受けた NTT 西日本が変更先事業者に再提供することを含みます。）に同意します。
4　当社が第１項及び第２項に従い事業者変更承諾番号を払い出した場合、NTT 西日本が当社に対して通知する事業者変更（転出）に必要な手続きが完了した日をもって本サービス契約を解除します。
5　当社は、転出契約者による転出先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申込みを変更先事業者が承諾せず（承諾しない理由のいかんを問いません）、これにより転出契約者が事業者変更（転出）を行えなかったとしても、一切責任を負いません。

第 18 条（光回線再利用）
接続事業者が NTT 西日本の設備と相互接続して役務提供する FTTH サービスを光回線再利用により利用することを希望する契約者（以下「光回線再利用申込者」といいます。）は、当社所定の方法により当社に申請することにより光回線再利用承諾番号の払い出しを受け、自己の責任及び費用負担において、再利用先事業者に対し、再利用先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申込みを行う必要があります。光回線再利用申込者は、かかる申込みを行うに際し、再利用先事業者に対し、当社から払い出しを受けた光回線再利用承諾番号を通知する必要があります。なお、光回線再利用承諾番号の有効期限内（払出日を起算日とする 15 日間）にかかる申込みを行う必要があります。
2　当社は、前項の申請を受けた場合において、光回線再利用申込者が前項の払い出しに必要な当社所定の条件を満たしてないと当社が判断する場合、払い出しを行いません。当社は、かかる払い出しを行わなかったことに起因して光回線再利用申込者が損害その他不利益（光回線再利用を行えないことにより生じる不利益を含みます。）を被っても一切責任を負いません。
3　第 1 項の申込者は、光回線再利用に必要な手続きを行うために必要な範囲内で、光回線再利用申込者が当社に申告した事項を当社が NTT 西日本に提供すること（かかる提供を受けた NTT 西日本が再利用先事業者に再提供することを含みます。）に同意します。
4　当社が第１項に従い光回線再利用承諾番号を払い出した場合、NTT 西日本が当社に対して通知する光回線再利用に必要な手続きが完了した日をもって本サービス契約を解除します。
5　当社は、光回線再利用申込者による再利用先 FTTH サービスの提供を受けるための契約の申込みを光回線再利用事業者が承諾せず（承諾しない理由のいかんを問いません）、これにより光回線再利用申込者が光回線再利用を行えなかったとしても、一切責任を負いません。

第 19 条　（BBIQ 利用中の付加サービスの継続利用）
BBIQ の契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、BBIQ で利用していた付加サービスのうち、別表 4 に記載するサービスは契約開始日後も引き続き継続利用することができます。
2　契約者が BBIQ の付加サービスを本サービスで継続利用しようとする場合は、BBIQ の契約解除前に当社所定の方法で当社に申告する必要があります。

第 20 条　（本契約の自動終了）
第１条第１項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と NTT 西日本との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第４章　料金等

第21条（料金等）

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 工事費用

(3) 月額基本料金

(4) その他の料金

２　前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表２に定めるとおりとします。

第22条（初期費用）

契約者は、当社に本サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第23条（工事費用）

契約者は、必要となる工事その他この約款に定める工事が実施される場合、当社に工事費用を支払うことを要します。なお、申込者（その意味は第７条第１項に定めます。本条において以下同じとします。）または契約者からの工事の申込みの受付、申込者または契約者との工事の日程等の調整、及び工事費用の請求は当社が行い、工事の実施はNTT西日本（これら会社の委託先の事業者を含みます。）が行います。

２　前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、契約者は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

第24条（月額基本料金）

契約者は、契約開始日から起算して、その本サービス契約の解除があった日の前日までの期間について、当社に本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。なお、契約開始日が属する月と、本サービス契約の解除または終了があった日の属する月の月額費用は日割り計算となります。

２　当社は、この約款に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額基本料金の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額基本料金を契約者に請求します。

３　契約者が、契約開始日が属する月に、本サービス契約の解除をした場合、本サービスの月額基本料金の日割り料金及びの第11条2項に定める期間内解約料を当社に支払わなければなりません。

４　契約者が、（変更の届け出）に伴い終端場所の変更を行った場合、移転元の利用が終了した日の前日までの期間について移転元における本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。また、契約者は移転先での工事が完了した日から移転先における本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。

５　第１項の規定にかかわらず、BBIQの契約者が同契約を解除し、本サービスの申込みをする場合、契約者は本サービスの工事が完了した日から起算してその本サービス契約の解除があった日が属する月までの前日までの期間について、当社に本サービスの月額基本料金を支払わなければなりません。

６　この約款第14条の規定により本サービスの利用中止があったときは、契約者は、その期間中の月額基本料金の支払いを要します。

第25条（料金債務の存続と延滞利息）

この約款所定の条件に従い本サービス契約の解除があった場合において、その契約者がかかる解除の時点において未だ支払いを完了していないこの約款所定の料金（解除または終了の後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その解除後も消滅しません。

２　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年 10 %の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第５章　雑則

第26条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、別表3に定めるところにより付加機能を提供します。

２　契約者は、第１項の申込が承諾された場合、当社に付加機能の初期費用を支払わなければなりません。

３　契約者は、契約開始日が属する月から起算して、その本サービス契約の解除があった日が属する月までの期間について、付加機能の利用料を支払わなければなりません。なお、付加機能の利用料は日割り計算となりません。

第27条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全

く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、対応する本サービスに係る月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　前項の賠償額の総額は、対応する本サービスに係る月額基本料金（付加サービスの費用を除きます。）1 歴月あたりの相当額を上限とします。

第28 条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2　当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、コンピュータ通信端末等の接続の技術的条件に関する規則（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第29 条（利用に係る契約者の義務）

本サービスの会員は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(4) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。なお、以下に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

①他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

②他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

③他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

④（詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

⑤薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれのある行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

⑥わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為

⑦無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

⑧本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

⑨他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）

⑩有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

⑪本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為

⑫本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為及びボイスモードに係る通信をする行為

⑬当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為

⑭その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

⑮公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

⑯ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為

⑰自らまたは第三者を利用して当社または当社の業務を委託している者の
従業員等（役員、派遣社員等を含む。「以下従業員」という。）に対する
次のア～カに掲げる行為で、当社の業務に著しい支障を及ぼすと当社が判断したもの

ア　暴力、威嚇、脅迫、強要等

イ　暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

ウ　長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

エ　金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他要求内容に妥当性がないものや内容もしくは態様が社会通念に

照らして著しく不相当と認められる要求等
オ　その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある言動等

(6) 当社の承諾を得ることなく、本サービスを利用している場所から、端末設備、自営端末設備、自営電気通信設備又はその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、契約者の居住する住居の外に居住する者が、本サービスを利用できる状態としないこと。

２　契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等について、別表５（電気通信設備を亡失、又はき損したときの賠償金）に規定する料金を一括して当社に支払うことを要します。

第30条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、第3条に定めるIP契約約款の定めるところによります。

２　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像などを掲載するＷｅｂサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、契約者が当該Ｗｅｂサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Ｗｅｂサイトの閲覧を制限する場合があります。

３　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

（注）前項に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

（注）前項に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第31条（会員情報等の取り扱い）

契約者は、契約者が本サービス契約の申込みに際して当社に申告した事項（契約者がかかる事項の変更を第 12 条に従い届け出たときは、その変更後の事項とします。以下「契約者情報」といいます。）を、当社提携先（NTT西日本及び株式会社JPIX（以下「JPIX」といいます。））に提供することに同意していただきます。

第32条（本サービスの変更または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

２　当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者に損害その他不利益が生じたとし　ても、何ら責任を負いません。

附則

（実施期日）

1　この改正規定は、2020年12月17日から実施します。

（特例措置）

2　2020年12月17日から2021年3月31日までの間に、契約者回線の終端の場所の変更及び転用と同時にFTTHサービスを移転する場合、別表2工事費用Bに規定する費用から所定の金額を割引します。

附則

（実施期日）

1　この改正規定は、2021年1月18日から実施します。

附則

（実施期日）

1　この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

1　この改正規定は、2021年12月21日から実施します。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は 2022 年 8 月 1 日から実施します。
２　当社は、この改正規定実施の日において、「きゅうでん光」を「BBIQ ライト」に名称変更することとします。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は 2024 年 2 月 1 日から実施します。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は、2024 年 10 月 18 日から実施します。

附則
（実施期日）
１　この改正規定は、2024 年 10 月 25 日から実施します。

附則
（実施期日）
１ この改正規定は、2024 年 12 月 23 日から実施します。

附則
（実施期日）
１ この改正規定は、2025 年 2 月 26 日から実施します。

附則
（実施期日）
１ この改正規定は、2025 年 4 月 1 日から実施します。

附則
（実施期日）
１ この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

別表１

フレッツ光のタイプ

１．ホームタイプ

NTT 西日本が提供するフレッツ光

①フレッツ　光ネクスト　ファミリータイプ
②フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ
③フレッツ　光ネクスト　ファミリー・スーパーハイスピードタイプ　隼
④フレッツ　光クロス　ファミリータイプ

２．マンションタイプ

NTT 西日本が提供するフレッツ光

①フレッツ　光ネクスト　マンションタイプ
②フレッツ　光ネクスト　マンション・ハイスピードタイプ
③フレッツ　光ネクスト　マンション・スーパーハイスピードタイプ　隼
④ フレッツ　光クロス　マンションタイプ

「BBIQ ライト」の料金表

１．適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２．料金表

<table>
<tr><th>区分</th><th>項目</th><th colspan="3">料金・内容等</th></tr>
<tr><td rowspan="10">初 期
費用</td><td>新規契約事務手数料
（新規契約および光回線再利用の場合）</td><td colspan="3">3,000 円（税込額　3,300 円）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">新規開通工事費
（新規契約および光回線再利用の場合）</td><td colspan="2">(1)対象工事</td><td>回線を開通させるために必要な工事</td></tr>
<tr><td rowspan="7">(2)費用金額</td><td>2022 年6 月 30 日以前に契約申込があったもの</td><td>上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。ただし、※1 に定める割増工事費（3,000 円（税込額 3,300 円）は別途かかります。

・ホームタイプの場合
①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合※１　0 円
②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合※1　0 円
③派遣工事なしの場合　0 円
・マンションタイプの場合
①派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式が VDSL 方式の場合 ※1　0 円
②派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式が LAN 方式の場合 ※1　0 円
③派遣工事なしの場合　0 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2022 年7 月 1 日から 2025 年3 月 31 日までの間に契約申込があったもの</td><td>12,000 円（税込額　13,200 円）</td></tr>
<tr><td>上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。ただし、※1 に定める割増工事費（3,000 円（税込額 3,300 円）は別途かかります。
新規開通工事費は、500 円／月×24 回の分割支払い（税込額　550 円／月×24 回）にてお支払いいただきます。※1 に定める割増工事費その他の初期費用は、一括払いにてお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2025 年4 月 1 日以降に契約申込があったもの</td><td>24,000 円（税込額　26,400 円）</td></tr>
<tr><td>上記対象工事が 2 件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。ただし、※1 に定める割増工事費（3,000 円（税込額 3,300 円）は別途かかります。
新規開通工事費は、1,000 円／月×24 回の分割支払い（税込額　1,100 円／月×24 回）にてお支払いいただきます。※1 に定める割増工事費その他の初期費用は、一括払いにてお支払いいただきます。</td></tr>
<tr><td>転用契約事務手数料
（転用の場合）</td><td colspan="3">1,800 円（税込額　1,980 円）</td></tr>
<tr><td>事業者変更契約事務手数料
（事業者変更</td><td colspan="3">1,800 円（税込額　1,980 円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>の場合)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">品目変更工事費</td><td>2024年1月31日以前に変更申込があったもの</td><td>ホームタイプ：最大18,000円（税込額　19,800円）
マンションタイプ：最大15,000円（税込額　16,500円）</td></tr>
<tr><td>2024年2月1日以降に変更申込があったもの</td><td>ホームタイプ：最大20,000円（税込額　22,000円）
マンションタイプ：最大20,000円（税込額　22,000円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">月額基本料金</td><td rowspan="2">(1)ホームタイプ</td><td>1ギガ※２</td><td>5,200円／月（税込額　5,720円／月）</td></tr>
<tr><td>10ギガ</td><td>6,300円／月（税込額　6,930円／月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)マンションタイプ</td><td>1ギガ※２</td><td>4,000円／月（税込額　4,400円／月）</td></tr>
<tr><td>10ギガ</td><td>5,900円／月（税込額　6,490円／月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の工事費用A</td><td>(1)対象工事</td><td colspan="2">(ⅰ)契約者回線の終端の場所の変更届け出により必要となる工事
(ⅱ)転用および事業者変更と同時にFTTHサービスを移転する場合</td></tr>
<tr><td>(2)費用金額</td><td colspan="2">上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が2件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。ただし、※1に定める割増工事費（3,000円（税込額3,300円））は別途かかります。
・ホームタイプの場合
①　派遣工事ありで屋内配線を新設する場合※1
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：18,000円（税込額 19,800円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：20,000円（税込額 22,000円）
②　派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合※1
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：7,600円（税込額 8,360 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：10,600円（税込額 11,660円）
③　派遣工事なしの場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：2,000円（税込額 2,200 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：3,000円（税込額 3,300円）
・マンションタイプの場合
①　派遣工事ありで屋内配線を新設する場合、または、配線方式がVDSL方式の場合※1
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：15,000円（税込額 16,500円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：20,000円（税込額 22,000円）
②　派遣工事ありで屋内配線を新設しない場合、または、配線方式がLAN方式の場合※1
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：7,600円（税込額 8,360 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：10,600円（税込額 11,660円）
③　派遣工事なしの場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：2,000円（税込額 2,200 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：3,000円（税込額 3,300円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の工事費用B</td><td>(1)対象工事</td><td colspan="2">卸役務利用サービスのタイプ変更に必要な工事</td></tr>
<tr><td>(2)費用金額</td><td colspan="2">上記対象工事に共通。なお、上記対象工事が2件以上発生する場合、対象工事ごとに費用が発生します。ただし、※1に定める割増工事費（3,000円（税込額 3,300円））は別途かかります。

①　通信速度が100M,200M,1G,10Gbpsであるタイプ間の変更で、派遣工事あり※1
・ホームタイプの場合、またはマンションタイプ間の変更で変更先の配線方式がLAN方式の場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：7,600円（税込額 8,360 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：10,600円（税込額 11,660円）
・マンションタイプ間の変更で変更先の配線方式がLAN方式以外の場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：15,000円（税込額16,500円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：20,000円（税込額 22,000円）
②　通信速度が100M,200M,1G,10Gbpsであるタイプ間の変更で、派遣工事なし
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：2,000円（税込額 2,200 円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：3,000円（税込額 3,300円
③　ホームタイプからマンションタイプへの変更※1
・変更先がLAN配線方式の場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：7,600円（税込額8,360 円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">2024年2月1日以降に工事申込があったもの：10,600円（税込額 11,660円）
・変更先がLAN配線方式以外の場合
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：15,000円（税込額16,500円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：20,000円（税込額 22,000円）
④ マンションタイプからホームタイプへの変更※1
2024年1月31日以前に工事申込があったもの：18,000円（税込額19,800円）
2024年2月1日以降に工事申込があったもの：20,000円（税込額 22,000円）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他の料金</td><td rowspan="6">期間内解約料（第11条第2項）</td><td>2022年6月30日以前に契約申込があったもの</td><td colspan="3">10,000円
（税込額 11,000円）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">2022年7月1日以降に契約申込があったもの</td><td rowspan="2">ホームタイプ</td><td>1ギガ※2</td><td>4,900円（税込額 5,390円）</td></tr>
<tr><td>10ギガ</td><td>6,000円（税込額 6,600円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マンションタイプ</td><td>1ギガ※2</td><td>3,900円（税込額 4,290円）</td></tr>
<tr><td>10ギガ</td><td>5,800円（税込額 6,380円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">月の途中に提供タイプを変更した月と契約解除月が同月の場合は、ホームタイプの料金を期間内解約料とします。また、BBIQライトの移転中に契約を解除し、かつ契約解除月に移転元・移転先いずれの月額基本料金も発生していない場合は、マンションタイプの料金を期間内解約料とします。</td></tr>
<tr><td>登録内容のお知らせ再発行手数料（1通毎に）</td><td colspan="4">300円
（税込額 330円）</td></tr>
<tr><td>支払証明書発行手数料</td><td colspan="4">400円
（税込額 440円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">請求書発行手数料</td><td colspan="2">2025年2月利用分まで</td><td colspan="2">300円
（税込額 330円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2025年3月利用分から</td><td colspan="2">400円
（税込額 440円）</td></tr>
<tr><td>九電グループまとめてあんしん割に係る料金の適用</td><td colspan="4">当社は、契約者から九電グループまとめてあんしん割（以下、「九電まとめて割」といいます）の契約の申出があった場合、契約者と同一姓・住所で九州電力株式会社（以下、九州電力といいます。）の提供する「ご家庭向け電気料金プラン※3」の契約があることを条件に、本サービスに係る料金のうち月額基本料金について、次表に規定する額を減額して適用します。

<table><tr><th>タイプ</th><th>月額基本料金の減額（1回線ごとに）</th></tr><tr><td>ホームタイプ</td><td>300円
（税込額 330円）</td></tr><tr><td>マンションタイプ</td><td>100円
（税込額 110円）</td></tr></table>
・月額基本料金が日割り適用される月は上記減額の対象外になります。
・本サービスをご利用中の方は、九電まとめて割の契約の申出があった翌月から適用します。
・割引適用中に、九州電力または契約者の氏名または名称を変更され、姓が不一致になった場合は、当社が知った当月をもって割引の適用を終了します。
・割引適用中に、九州電力の契約を解約（引越しを含む）した場合、割引の適用は解約月の当月をもって終了します。
・割引適用中に、契約者回線を移転した場合、割引の適用は移転した当月をもって終了します。
・一部九電まとめて割が適用されない離島地域があります。</td></tr>
<tr><td>新規開通工事費相当割に係</td><td>2022年7月1日から2025年3</td><td colspan="3">新規開通工事費には、「新規開通工事費相当割」の割引が適用されます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>る料金の適用</td><td>月 31 日までの間に契約申込があったもの</td><td>
<table>
<tr><td>回線種別</td><td>割引回数</td><td>割引額</td></tr>
<tr><td>ホームタイプ
マンションタイプ</td><td>24回</td><td>500円
（税込額　550円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　契約開始日が属する月から割引を適用いたします。ただし、割引期間中にBBIQライトの契約を解除した場合、契約解除月は割引を適用しません。工事の態様により、新規開通工事費が発生しない場合もしくは減額して適用する場合は、本割引は対象外となります。新規開通工事費が発生する場合でも、過去のご利用状況により、本割引を適用しない場合があります。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2025 年 4 月 1 日以降に契約申込があったもの</td><td>新規開通工事費には、「新規開通工事費相当割」の割引が適用されます。
<table>
<tr><td>回線種別</td><td>割引回数</td><td>割引額</td></tr>
<tr><td>ホームタイプ
マンションタイプ</td><td>24回</td><td>1,000円
（税込額　1,100円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　契約開始日が属する月から割引を適用いたします。ただし、割引期間中にBBIQライトの契約を解除した場合、契約解除月は割引を適用しません。工事の態様により、新規開通工事費が発生しない場合もしくは減額して適用する場合は、本割引は対象外となります。新規開通工事費が発生する場合でも、過去のご利用状況により、本割引を適用しない場合があります。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

※1　土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律において休日とされる日をいう）、1 月 2 日、1 月 3 日、または 12 月 29 日～31 日に工事を実施する場合は、割増工事費として別途 3,000 円（税込額　3,300 円）がかかります。

※2　1 ギガは別表 1 に定めるフレッツ光の以下タイプになります。

ホームタイプ：フレッツ光ネクストファミリータイプ／フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ／フレッツ　光ネクスト　ファミリー・ハイスピードタイプ隼

マンションタイプ：フレッツ光ネクストマンションタイプ／フレッツ　光ネクスト　マンション・ハイスピードタイプ／フレッツ　光ネクスト　マンション・ハイスピードタイプ隼

※3　対象電気料金プラン

従量電灯Ｂ、従量電灯Ｃ、ｽﾏｰﾄﾌｧﾐﾘｰﾌﾟﾗﾝ、ｽﾏｰﾄﾌｧﾐﾘｰﾌﾟﾗﾝｶﾞｽｾｯﾄ 、ｽﾏｰﾄﾋﾞｼﾞﾈｽﾌﾟﾗﾝ、ｽﾏｰﾄﾋﾞｼﾞﾈｽﾌﾟﾗﾝ ｶﾞｽｾｯﾄ 、JAL でんき、電化でﾅｲﾄ・ｾﾚｸﾄ、おひさま昼トクプラン、季時別電灯、時間帯別電灯、ﾋﾟｰｸｼﾌﾄ電灯、高負荷率型電灯

付加機能

１．適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２．料金表

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th colspan="2">月額料金</th></tr>
<tr><td>メール</td><td>当社は、１の本サービス契約につき、１のメールアドレスを割り当てます。</td><td>１のメールアドレスごとに</td><td>基本メールアドレス</td><td>無料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">メールアドレス追加機能</td><td rowspan="2">利用により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。</td><td rowspan="2">１のメールアドレスごとに</td><td>追加するアドレスが4個まで</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>5個以上（最大9個まで追加可能）</td><td>200円／月
（税込額　220円／月）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3">(1) 追加することにより付与される１メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、5Gバイトまでとします。
(2) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</td></tr>
<tr><td>メールセキュリティ機能</td><td>電子メールサービスに関わるメール蓄積装置を経由する電子メールに対して提供される以下の機能をいいます。
1. コンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。）が含まれる場合において、当該コンピュータウィルス検知及び駆除又は削除する機能
2. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報に迷惑メールであることを付記することや、契約者へ迷惑メールの配送を防止する機能</td><td>１のメールアドレスごとに</td><td colspan="2">200円／月
（税込額　220円／月）</td></tr>
</table>

	備　考	(1)当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピュータウィルス（以下「ウィルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウィルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除又は削除可能なウィルスは、ウィルスの検知及び駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウィルスパターンファイル（コンピュータウィルスを検知するため、各々のウィルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウィルスとします。 (2)　1.の機能は、ウィルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (3)　2.の機能は、迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (4)当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (5)当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、(3)の規定は適用しません。 (6)本機能において、その提供条件については当社が別に定めるところによります。	
総合セキュリティ機能	マカフィー株式会社（「マカフィー」）が提供するセキュリティソフトウェア「マカフィー・インターネットセキュリティースイート」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供する機能をいいます。	1回線ごと	無料
	備　考	(1)本機能は、電子メールの利用により付与されたメールアドレス及び、メールアドレス追加機能により付与されたメールアドレスに対して提供します。 (2)本機能において、その他提供条件については、マカフィー株式会社と契約者とのエンドユーザライセンス契約に準じます。 (3)本機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルスの検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。 (4)本機能は、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。 (5)当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いかねます。	
IPv6接続サービス	v6オプションは、契約者向けのIPv6接続サービスです。契約者は、v6オプションを利用することになります。	1回線ごと	無料
	備　考	契約者による本件付加サービスの利用に必要なIPv6アドレスの割り当てをJPNEから受けるための手続きを当社が代行するために必要な範囲内で、所定のID及びアクセスキーをJPNEに対して提供します。	
固定IPアドレス	IPv4の固定IPアドレスを利用できます。なお、DNSの逆引き設定は行いません。	1個	1,200円／月（税込額　1,320円／月）
		8個	15,000円／月（税込額　16,500円／月）
		16個	110,000円／月（税込額　121,000円／月）
		32個	170,000円／月（税込額　187,000円／月）

	備　考	本付加サービスの利用には初期費用として申請手数料が必要です。 （申請手数料） ・固定ＩＰアドレス数が１個のとき 3,000 円（税込額　3,300 円） ・固定ＩＰアドレス数が８個のとき 10,000 円（税込額　11,000 円） ・固定ＩＰアドレス数が16 個のとき 15,000 円（税込額　16,500 円） ・固定ＩＰアドレス数が32 個のとき15,000 円（税込額　16,500 円）

別表４

BBIQ 契約を解除し本サービスを申込みする場合、本サービス開始後に継続利用できる BBIQ の付加サービス

１．適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２．料金表

付加サービス名		契約の単位	利用料
BBIQ 基本メールアドレス		1 メールアドレス	無料
メールアドレス（追加）		最大 4 メールアドレス	無料
メールセキュリティ		1 メールアドレス	200 円／月（税込額　220 円／月）
モバイルレンタル		1 台	4,000 円／月（税込額　4,400 円／月）
リモートサポート		1 回線	500 円／月（税込額　550 円／月）
BBIQ モバイルルーター（WiMAX2+）※本サービスの新規申込み受付は、２０２２年７月１日をもって終了しました	月間データ制限なし	1 台	4,100 円／月（税込額　4,510 円／月）
	月間データ量 7G	1 台	3,400 円／月（税込額　3,740 円／月）
安心まとめてパック		1 回線	700 円／月（税込額　770 円／月）
ネット安心パック		1 回線	700 円／月（税込額　770 円／月）
くらし安心パック		1 回線	900 円／月（税込額　990 円／月）
ネット詐欺おまもり		1 回線	300 円／月（税込額　330 円／月）
パスワードまとめて管理		1 回線	450 円／月（税込額　495 円／月）
パソコン診断ツール		1 回線	150 円／月（税込額　165 円／月）
生活サポート		1 回線	400 円／月（税込額　440 円／月）
端末補償		1 回線	500 円／月（税込額　550 円／月）
BBIQ ビデオ放題　U-NEXT　スタンダード ※スタンダードプランは２０２３年１２月１８日をもって申込受付を終了しました。		1 回線	990 円／月（税込額　1,089 円／月）
BBIQ ビデオ放題　U-NEXT　スマートプラン		1 回線	1,270 円／月（税込額　1,397 円／月）
BBIQ ビデオ放題　U-NEXT　プラスプラン		1 回線	1,990 円／月（税込額　2,189 円／月）
アプリ放題		1 回線	500 円／月（税込額　550 円／月）
雑誌読み放題		1 回線	400 円／月（税込額　440 円／月）
有害サイトブロック i-フィルター		1 回線	200 円／月（税込額　220 円／月）
（削除）		（削除）	（削除）
訪問修理サービス		1 回	訪問基本料：5,000 円 （税込額　5,500 円）
		1 台	環境・トラブル診断料：3,000 円 （税込額　3,300 円）
		1 修理	修理作業料金：実費

電気通信設備を亡失、又はき損したときの賠償金

１．適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を含む金額です。また、当社は料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

２．料金表

物　品	単　位	請求金額（最大※）
回線終端装置	１台ごとに	14,000 円 （税込額　15,400 円）
VDSL 装置	1 台ごとに	3,000 円 （税込額　3,300 円）
ホームゲートウェイ（1 ギガ）	１台ごとに	12,000 円 （税込額　13,200 円）
ホームゲートウェイ（10 ギガ）	１台ごとに	5,000 円 （税込額　5,500 円）
無線 LAN カード	１枚ごとに	1,000 円 （税込額　1,100 円）

※上記記載の請求金額は最大額であり、実際の請求は、利用期間による減価償却分を差し引いた金額となります。